Refresh GYM利用規約

第1条（定義）

本規約の目的、運営会社（Refresh GYM）、およびジムの会員と施設利用に関する事項を定める。

第2条（目的）

当ジム会員が、ジムの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします 。

第3条（会員制度）

1. 当ジムは会員制とします 。
2. 当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められます 。

第4条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は、当ジムの会員になることはできません 。

- 本規約および当ジムの諸規則を遵守できない者
- 申込者本人であることを確認できない者
- タトゥーのある者で、施設内（駐車場等含む）においてタトゥーの露出を行わないことに同意できない者
- 暴力団関係者または反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- 医師等により運動が禁じられている者
- 伝染病等の疾病を有している者
- 18歳未満の者
- その他、当社もしくは当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者
- 会員資格が停止中、または除名された者

第5条（セキュリティーキー）

1. 入会契約締結により、施設を利用する権利が与えられ、セキュリティーキーが交付されます 。
2. 施設立入にはキーの所持が必須であり、貸出は行いません 。
3. キーは本人のみが使用し、第三者への貸与は除名の対象となります 。

第6条（会費、手数料および諸料金）

1. 会費は毎月前払いで、クレジットカード（20日前後決済）にて支払うものとします 。
2. 既納の会費・手数料等は、原則として理由の如何を問わず返還しません 。
3. 施設利用の有無にかかわらず、退会月まで会費等の支払義務があります 。
4. 当ジムは料金の改定を行うことができ、その場合は1ヶ月前までに告知します 。

第7条（諸規定の遵守および禁止事項）

1. 会員は施設・機器の使用ルール、指示、および以下を遵守しなければなりません 。
2. 禁止される服装: 施設・器具を傷つける、または安全に運動できないと判断される服装、履物（裸足含む）、装飾品の着用 。
3. 禁止行為: 営利・宗教活動、他会員へのパーソナルトレーニング行為、飲酒・喫煙・薬物使用、非会員の同伴、器具の損壊、大声、暴力・迷惑行為、タトゥーの露出 。
4. 他の会員やスタッフに対する暴力行為、暴言、威嚇行為、ストーカー行為。
5. その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用また品位を傷つけること

第8条（入館の禁止および退場）

規約不遵守、虚偽申告、体調不良（飲酒含む）、不潔な服装、会費滞納、または当社が不適切と判断した者は、入館禁止または退場を命じられる場合があります 。その期間中も会費の支払義務は継続します 。

第9条（各種手続き）

1. 手続き方法

- 各種手続きは、当ジムが指定する所定の方法で行うものとします 。
- 電話、電子メール、等による手続きは行えません 。
- 店頭での各種手続きは、スタッフ受付時間中に、入会手続きを行った店舗のみで行えます 。

2. 手続きの締切日

各種手続きの締切日は毎月8日までとなります 。

3. 各項目の反映タイミング

- 退会：毎月8日までの手続きで、当月末日に退会となります 。
- 会員種別変更：毎月8日までの手続きで、翌月1日より変更が適用されます 。
- 休会：毎月8日までの手続きで、翌月1日より休会となります 。
- 支払方法変更：毎月8日までの手続きで、当月請求分より支払方法が変更されます 。

4. 登録情報の変更

- 会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければなりません 。

第10条（休会および復帰）

1. 月単位で休会でき、所定の休会費が発生します 。
2. 休会期間は最長6カ月です。期間終了後は自動的に復帰扱いとなります 。

第11条（退会）

1. 未納会費がある場合は退会月までに完納しなければなりません 。
2. 2か月間会費を滞納した場合、退会扱い（除名）となります 。

第12条（登録情報）

会員は、登録情報に変更があった場合、速やかに運営会社に届け出なければならない。

第13条（会員資格の停止および除名）

規約違反、虚偽申告、会費滞納、不適切な言動がある場合、資格停止または除名となります 。停止中も会費は発生し、既納分は返還しません 。

第14条（資格の喪失・譲渡禁止）

会員資格は本人限りとし、死亡・退会・除名・閉鎖時に喪失します。第三者への譲渡、貸与、相続、名義変更は一切できません 。

第15条　(営業日および営業時間)

ジムの営業日および営業時間は、別途定める通りとする。

第16条　(施設の利用制限)

1. 運営会社は、施設の修繕、改装、またはその他の都合により、施設の全部または一部の利用を制限することがある。
2. 施設の利用制限を行う場合、運営会社は、原則として1週間前までにはその旨を店舗またはホームページで告知します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第17条　(規約の変更)

運営会社は、本規約、その他諸規定等を変更することができる。

第18条（賠償責任）

ジム内での紛失、盗難、事故について、当社は一切の責任を負いません。会員が施設や第三者に損害を与えた場合は、自己の責任で賠償しなければなりません 。

第19条（解散）

1. 当ジムはやむを得ない事情により場合、3ヶ月前の予告により当ジムを解散することがあります。
2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
3. 当ジムの解散の場合は当ジムは会員に対し特別な保証は行いません。

第20条（通知予告）

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方法により行います。

第21条（本規約その他の諸事情の改定）

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力は全ての会員に適用されます。

附則

本規約は2026年3月15日より発行します。

以上

Refresh　GYYM